

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の 施行期日を定める政令」の概要

1. 背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）が、令和 8 年 6 月 3 日に成立し、同月 10 日に公布された。

改正法附則第 1 条の規定により、改正法は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることから、改正法の施行期日を定める必要がある。

2. 概要

改正法の施行期日を令和 8 年 10 月 16 日（金）とする。

3. スケジュール

閣 議：令和 8 年 9 月 1 日（火）

公 布：令和 8 年 9 月 4 日（金）

改正法の施行：令和 8 年 10 月 16 日（金）